

名寄市病院事業管理規程第10号

名寄市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年11月9日

名寄市病院事業管理者 和 泉 裕 一



名寄市病院事業会計規程の一部を改正する規程

名寄市病院事業会計規程（平成30年名寄市病院事業管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項第3号中「及び請求印」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 発行責任者並びに担当者の職氏名及び連絡先

第31条第2項を次のように改める。

2 請求書を次に掲げる方法により提出した場合であって、前項第4号の事項が明白であるときは、その記載を要しない。

(1) 持参した場合

(2) 郵送した場合

(3) 電子メールによる送信

第31条に次の1項を加える。

3 請求書は紙のほか、管理者が認める電磁的記録により提出することができる。

第38条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。